

茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与制度 ガイドブック



令和6年（2024年）8月

茨城県保健医療部医療局

薬務課薬事グループ

＜修学資金の貸与を受ける皆さんへ＞

(必ず読んでください)

- このガイドブックは、令和7年度入学者向けのガイドブックです。
- ①修学資金貸与制度の概要、②大学在学中（修学資金を借り受けている期間）の手続き、③卒業後に修学資金の返還が免除されるまでの手続き等について記載してありますので、卒業後、返還が免除されるまで、大切に保管して活用してください。
- 今後、手続き等に変更があった場合には、その都度お知らせしますので、必ずファイルに保管するなどして、紛失しないようにご注意ください。
- 修学資金制度の目的や返還免除については、次のとおりですが、詳しくは、このガイドブックの中に記載してありますので、確認してください。

- ・ 修学資金貸与制度の目的

茨城県内の病院に勤務する薬剤師が不足する地域に所在する病院に将来勤務しようとする方に対し、その修学に必要な資金の貸付けを行い、地域医療を担う薬剤師の養成及び確保を図ります。

- ・ 修学資金の返還免除について

修学資金は、薬剤師の免許を取得後、直ちに薬剤師不足地域内の病院で薬剤師として従事し、かつ、県内の病院で病院薬剤師卒業研修プログラムに基づき9年間従事した場合（ただし、9年間のうち1/2以上の期間は薬剤師不足地域内の病院に従事）に返還が免除されます。免除の要件は、10～11ページを参照してください。要件に合致しない場合は、貸与した修学資金の額に予定の利子を加えた額を一括で返還していただくことになります。

- ・ 制度からの離脱について

本制度から正当な理由なく離脱することがないようにしてください。

- ・ 手続きについて、不明な点がある場合には、下記までお問い合わせください。

茨城県保健医療部医療局薬務課

ホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfu/kushi/yakumu/yakuzaishikakuho.html>



茨城県保健医療部医療局薬務課薬事グループ
薬剤師確保担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-3393（直通）

E-mail：i-pharmacist@pref.ibaraki.lg.jp

目 次

1	用語説明	1
2	修学資金の概要	2
3	貸与申請について	3
	貸与申請に必要な書類	
4	在学中の異動と届出について	4
	定期的な届出、異動があった際の届出	
5	キャリア形成について	6
	在学中支援、イメージ図	
6	勤務先及び研修プログラムについて	7
	就職支援、研修プログラム等	
7	修学資金の返還猶予等について	9
	猶予	
8	修学資金の返還免除要件等について	10
	当然免除、裁量免除、病院への勤務義務期間	
9	修学資金の返還について	12
10	茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例及び施行規則	13

1 用語説明

<用語の説明>

このガイドブックで使用している用語について、ご説明します。

○ 病院

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいいます。

○ 薬剤師不足地域

県内の病院に勤務する薬剤師が不足する地域としてあらかじめ知事が定める地域のこと、入学時点での薬剤師不足地域ではなく、就職内定時点での薬剤師不足地域が適用されます。

○ 修学生

茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている薬学生をいいます。

○ 修学生薬剤師

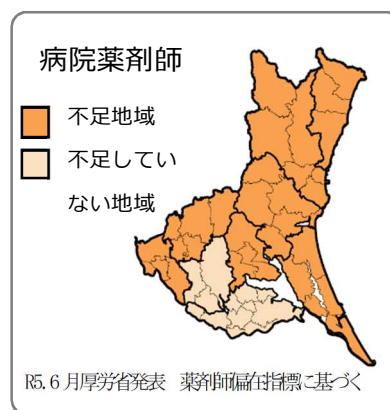
茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受け、従事義務を履行中の薬剤師をいいます。

○ 認定専門研修

薬剤師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修をいいます。

○ 病院薬剤師卒後研修プログラム

病院薬剤師としてのキャリア形成に資するプログラムです。この要項では単に「研修プログラム」と称しているところもあります。詳しくは 7 ページの「勤務先と研修プログラム」をご覧ください。



2 修学資金の概要

この修学資金は、将来、県内の病院において、薬剤師の業務に従事しようという意思のもと、茨城県地域枠として入学する者に対して貸与するもので、薬剤師の免許を取得後、直ちに県内の薬剤師不足地域内の病院において薬剤師として従事し、県内の病院において病院薬剤師卒後研修プログラムに基づき合計9年間勤務した場合に、返還を免除します。（9年間のうち1/2以上の期間は、薬剤師不足地域内※に勤務）。

※ 入学時点での薬剤師不足地域ではなく、就職内定時点での薬剤師不足地域が適用されます。

※ 薬剤師不足地域を茨城県保健医療部医療局薬務課ホームページに掲載しますので、確認してください。

項目	茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与制度
概要	薬剤師不足地域内の病院への勤務意思を有する者に県の面接及び地域枠設置大学※にて選抜試験を実施。入学者に修学資金を貸与。 ※順天堂大学
貸与条件	県内の高等学校等の卒業者（修了者）又は県内に居住する方の子
貸与額	月額10万円（年120万円／6年計720万円）
貸与期間	正規の修学期間（最大6年間）
勤務先	県内の病院に限る
勤務先の選択	修学生 〔採用を希望する病院の中から、 修学生が選択して採用試験を受ける〕
返還免除	県内の病院で9年間勤務 〔勤務開始は、薬剤師不足地域内の病院、 9年間のうち1/2以上の期間は薬剤師不足地域内に従事〕
利息	年10%
返還額 (見込み)	修学資金720万円＋利息約215万円＝約935万円
義務	<ol style="list-style-type: none"> 1 茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例及び茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守すること。 2 学業に専念するとともに、県が実施する個別面談などの事業に参加すること。 3 薬剤師免許取得後は、薬剤師不足地域における病院において茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例に規定する期間、薬剤師として従事すること。 4 本制度から正当な理由なく離脱しないこと。

3 貸与申請について

○ 貸与決定までの流れ

申請者から必要書類の提出があった後、県で審査を行い、修学資金貸与決定通知書（様式第2号）又は修学資金貸与不承認決定通知書（様式第3号）にて通知します。

入学後に下記の書類を提出し、6年間の貸与契約を結ぶこととなります。（2年生以降は4ページ「4 在学中の異動と届出について」の書類を提出することとなります）。

○ 入学時の4月に提出が必要な書類一覧

対象者	提出書類
新規貸与者（1年生）	(1) 修学資金貸与申請書（様式第1号） (2) 大学の在学証明書（貸与を受ける年度のもの） (3) 修学資金貸与契約書（様式第4号）4部 (4) 連帯保証人2名分の印鑑登録証明書 （発行後3ヶ月以内のもの） (5) 口座振替依頼書 (6) 連絡先確認書

○ 修学資金の貸与

修学資金は毎月の月末に貸与する予定です。

なお、初回の貸与は2025年5月末を予定しています。（4月～5月の2ヶ月分）

－貸与申請Q & A－

Q 1 連帯保証人の要件を教えてください。

A 1 申請者が未成年の場合は、2名の保証人のうち1名は申請者の法定代理人（親権者等）でなければなりません。

保証人となる2名は、原則、生計が別でなければなりません。

Q 2 申請書類に誤った記載をしてしまいました。修正の方法を教えてください。

A 2 いずれの書類も、記入を誤った場合には、修正液等を使用せずに、見え消しにより訂正の上、訂正印を押印してください。

Q 3 修学資金の振り込みは毎月何日ごろ行われますか。

A 3 月末を予定しています。（月末が銀行の休業日の場合は、直前の営業日に振り込みます。ただし、12月については、28日を予定し、当該日が銀行の休業日の場合は直前の営業日となります。）

Q 4 振込口座の名義は、修学生本人以外でもいいのでしょうか。

A 4 修学生本人の口座に限ります。

4 在学中の異動と届出について

○ 大学在学中の届出

(1) 定期届出

2年生以降は、以下の書類を毎年度4月に届け出てください。

- ・成績証明書（現在の単位取得状況が確認できるもの）
- ・大学の在学証明書（貸与を受ける年度のもの）
- ・連絡先確認書

(2) 異動届出

以下の事項に該当するときは、直ちにその旨を届け出てください。

- ・連帯保証人変更届（様式第5号）
- ・氏名又は住所を変更したとき（様式第22号）
- ・退学し、又は退学の処分を受けたとき（様式第23号）
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき（様式第24号）
- ・休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき（様式第25号）
- ・復学したとき（様式第26号）

－届出Q & A－

Q 1 結婚等により本籍、住所又は姓が変わりました。どのような手続きが必要ですか。

A 1 住所及び姓が変わったときは、「氏名（住所）変更届（様式第22号）」で届け出てください。住所等の変更については間違いを防止するため、電話での受付はしていません。

なお、本籍だけを変更した場合の届出は不要です。

Q 2 提出書類に不備があった場合はどうなりますか。

A 2 提出書類等に不備がある場合は、担当から手紙や電話、電子メール等で確認をさせていただきますので、その指示に従ってください。

なお、手紙や電話、電子メール等は修学生本人あてにいたしますが、どうしても連絡がつかない場合やその後の書類の提出がない場合などは連帯保証人に連絡をすることがあります。

Q 3 休学しましたが、この後どうすればよいか教えてください。

A 3 休学届を提出してください。（様式第25号）

なお、休学期間中は修学資金の貸与を停止します。

Q 4 留年しましたが、この後どうすればよいか教えてください。

A 4 留年届を提出してください。(様式第 25 号)

なお、留年期間中は、修学資金の貸与を受けるかどうか、選択できます。

<留年した場合のイメージ>

【追加契約について】

留年期間中に貸与を希望しなかった場合、当初の契約期間終了後に、貸与停止期間分を追加で契約する必要があります。

①留年期間中に修学資金の貸与を希望した場合

当初の契約期間（6年間）						契約期間 終了
1年生	2年生	3年生	3年生 (留年)	4年生	5年生	6年生
貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与不可

②留年期間中に修学資金の貸与を希望しなかった場合

当初の契約期間（6年間）						追加契約
1年生	2年生	3年生	3年生 (留年)	4年生	5年生	6年生
貸与	貸与	貸与	貸与停止	貸与	貸与	貸与

<休学のため、留年した場合のイメージ>

【追加契約について】

休学等により貸与の停止を受けた場合、当初の契約期間終了後に、貸与停止期間分を追加で契約する必要があります。

①年度当初から休学し、次年度から復学する場合

当初の契約期間（6年間）						追加契約
1年生	2年生	3年生 (休学)	3年生 (休学による留年)	4年生	5年生	6年生
貸与	貸与	貸与停止	貸与	貸与	貸与	貸与

②年度途中で休学し、次年度途中から復学する場合

当初の契約期間（6年間）						追加契約
1年生	2年生	3年生 (10月で休学)	3年生 (4月に復学)	4年生	5年生	6年生
貸与	貸与	9月まで 貸与	貸与 停止	9月まで 貸与済み	貸与	貸与

5 キャリア形成について

○ キャリア形成支援について

修学生は、大学在学中は、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、地域医療に貢献するキャリアを描けるように、県が実施する個別面談などの支援事業に参加していただきます。また、関係団体が開催するセミナーへの参加等支援を受けられます。

薬剤師免許取得後、薬剤師不足地域内の病院で従事することとなりますが、病院が提示する研修プログラムにより、基本業務から、病棟業務をはじめとした様々な業務を経験し、研鑽を積み重ねます。また、希望に応じて、認定薬剤師の資格取得のための研修などを含めた他病院での研修も実施されます。病院では本人の希望を最大限尊重しながら、研修プログラムを進めます。

○ 在学中のイメージ

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
修学生	個別面談・セミナー等					
	病院見学 (県内病院)	病院見学 (県内病院)	インターン シップ (県内病院)	インターン シップ (県内病院)	病院実習	就職試験 国家試験

○ 卒後の勤務イメージ

(例1)

区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
修学生 薬剤師	A病院勤務		B病院勤務 (認定専門研修等)		A病院勤務				
	薬剤師不足地域内								

(例2)

区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
修学生 薬剤師	A病院勤務		C病院勤務 (認定専門研修等)		A病院勤務				
	薬剤師 不足地域内		薬剤師不足地域外		薬剤師 不足地域内				

(例3)

区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
修学生 薬剤師	A病院勤務 (随時：認定専門研修への参加)								
	薬剤師不足地域内								

6 勤務先及び研修プログラムについて

○ 勤務先について

(1) 薬剤師不足地域内の病院に勤務

薬剤師免許取得後、直ちに従事するのは、薬剤師不足地域内の病院となります。

(2) 薬剤師不足地域外の病院に勤務

薬剤師不足地域内の病院において薬剤師として従事した後、病院の研修プログラムに基づき、大学病院での研修や認定薬剤師の研修などを受講するため、薬剤師不足地域外の病院に出向等により従事する場合があります。

この場合の期間は、従事義務期間（9年間）のうち1/2以内の期間となります。

○ 従事義務期間中の研修プログラムについて

(1) 研修プログラムの作成、提示

修学生薬剤師の受入を希望する病院において、研修プログラムを作成します。

県において、各病院が作成したプログラムを修学生に対して提示いたします。

修学生は、提示された研修プログラムを確認し、就職する病院を選択する際に参考にして就職先を検討してください。

(2) 研修プログラムの調整

病院が作成した研修プログラムについて、当該病院への採用が決定した修学生薬剤師は、病院の担当者と協議し、希望する研修等が受講できるよう病院において最大限配慮し、適宜研修プログラムを調整しながら進めます。

(3) 研修プログラムの内容

病院に従事しながら、病院薬剤師として基本となる調剤業務や入院されている方への服薬の指導などをはじめ、院内の医薬品の情報管理、医療安全（薬が誤って渡されたり投与されたりすることなどを未然に防ぐことなど）、チーム医療、地域連携（地域の診療所や薬局などと連携して患者さんの服薬指導などを行う）など様々な業務に携わります。

また、勤務を開始した病院の診療科目以外の業務などを経験するために、プログラムにおいて他の病院に出向して研鑽を積むなど、多様な業務経験を得ることが可能です。

さらに、認定薬剤師の資格を取得するための研修の受講も可能であり、県内の病院において研修を受講している期間も従事義務期間に含めます。

－勤務・研修プログラムQ & A－

Q 1 薬剤師の免許取得後、勤務する病院は、どのように決めるのでしょうか。医師のようにマッチングプログラムがあるのでしょうか。

A 1 勤務先の病院については、修学生が選択し、就職試験を受けていただき、採用が決定します。

勤務先の選択に当たっては、採用を希望する病院が作成した研修プログラムを県から修学生に提示しますので、自身の希望と見比べて、就職を希望する病院を決定してください。

Q 2 研修プログラムは、最初に提示されたものが実行されるのでしょうか。

A 2 勤務を開始する際には、採用された病院と修学生薬剤師で協議し、キャリア形成や資格取得などのタイミングなど、修学生薬剤師本人の希望を最大限に尊重しながらプログラムを進めていくことになります。

Q 3 勤務が決定した病院から、研修プログラムで他の病院に勤務する際に、身分はどうなるのでしょうか。

A 3 勤務先病院と研修先の病院とが協議し、対応します。

7 修学資金の返還猶予等について

○ 修学資金返還の猶予

(1) 返還の猶予の考え方

返還の事由が生じた場合には、その日から1月以内に修学資金に利子を加えて一括で返還することとなりますが、次の場合には、一定の期間、返還が猶予されます。また、その事由がなくなり、再び薬剤師として従事する場合には従事義務の履行期間が再開されます。

なお、返還の猶予を受けている期間は、返還免除に係る従事義務の履行期間には算入されません。

(2) 返還が猶予される場合

事由	猶予期間	根拠条文・申請様式
①修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学の薬学を履修する課程に在学しているとき	大学の薬学を履修する課程に在学している期間	条例第12条第1号 様式第14号
②薬剤師不足地域外の病院において認定専門研修を受けている場合	知事が必要と認めた期間	条例第12条第2号 様式第14号
③大学院の薬学を履修する課程に在学している場合	大学院に在学する期間	条例第12条第3号 様式第14号
④上記以外で地域医療の充実に必要な薬剤師の養成及び確保のため特に必要であると認められる場合	知事が必要と認めた期間	条例第12条第4号 様式第14号
⑤育児休業をしている場合 ※産前産後の特別休暇は義務期間に算入	育児休業を取得している期間	条例第12条第5号 様式第14号
⑥災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な場合	知事が必要と認めた期間	条例第12条第5号 様式第14号

○ 認定専門研修について

薬剤師不足地域外の病院において研修を受講する期間は、従事義務期間に含めます。

－返還猶予Q & A－

Q 1 病気や事故でしばらく薬剤師として勤務することができません。修学資金を返還しなければならいのでしょうか。

A 1 修学資金の返還猶予できる可能性があります。修学資金返還猶予申請書（様式第14号）及び勤務することができない理由を証明する書類（診断書等）を県に提出し、県の承認を受けることで、知事が必要と認めた期間は修学資金返還を猶予することができます。

8 修学資金の返還免除要件等について

○ 修学資金返還の免除

返還が免除となる場合

(1) 返還債務の当然免除

修学生が次の①又は②に該当する場合は、修学資金の返済が免除されます。

① 次のア及びイに該当する場合（条例第13条第1項第1号）

ア 薬剤師の免許を取得後、直ちに薬剤師不足地域内の病院で従事すること。

イ 次の（a）と（b）の期間が、貸与を受けた期間の1.5倍の期間に達したときであって、（a）＋（b）の期間の1/2以上の期間を薬剤師不足地域内の病院で従事すること。

（a）薬剤師不足地域内の病院において従事

（b）薬剤師不足地域外の病院において従事

【6年間貸与を受けた場合の例】

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
例1	(a) 2年 [A病院]		(a) 2年 [B病院]		(a) 5年 [A病院]				
例2	(a) 3年 [A病院]			(b) 2年 [C病院]		(a) 4年 [A病院]			
例3	(a) 9年 [A病院]								

凡例)

薬剤師不足地域内の病院で薬剤師の業務に従事

薬剤師不足地域外の病院で薬剤師の業務に従事（出向、研修含む）

② ①の場合における期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により薬剤師の業務に従事ができなくなったとき。

(2) 返還債務の裁量免除

次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除する場合があります。（条例第14条）

① 修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により薬剤師業務の従事等ができなくなったとき。

② その他特に必要があると認めるとき。

○ 提出が必要な書類

(1) 返還債務の当然免除

- ・ 修学資金返還当然免除事由発生届 (様式第 17 号)
- ・ 業務従事証明書 (様式第 18 号)

(2) 返還債務の裁量免除

- ・ 修学資金返還裁量免除申請書 (様式第 21 号)
- ・ 裁量免除に該当することを証する書類

－返還免除要件 Q & A－

Q 1 修学資金を 6 年間借りた場合の従事期間は何年ですか。

A 1 修学資金の返還免除を受けるために必要となる従事期間は、貸与期間の 1.5 倍のため 9 年となります。そのうちの 1/2 以上の期間 (4.5 年以上) については、薬剤師不足地域の病院において、薬剤師の業務に従事することとなります。

なお、薬剤師免許取得後、直ちに勤務を開始する病院については、薬剤師不足地域内の病院から選択していただきます。

Q 2 全額免除に必要な期間を県内の病院において業務に従事しました。その後の手続きはどうすればいいですか。

A 2 修学資金返還当然免除事由発生届 (様式第 17 号) などの必要書類を提出してください。該当する時期に県から手続きについて連絡します。修学資金返還当然免除事由発生届 (様式第 17 号) が提出された場合は内容を審査し、その結果、免除を承認できる場合は修学資金返還免除認定 (承認) 通知書 (様式第 19 号) を送付します。

Q 3 業務に従事していた期間は何で確認しますか。

A 3 従事した病院の長が証する業務従事証明書 (様式第 18 号) で従事期間を確認します。

Q 4 病気や事故等で薬剤師として勤務できなくなった場合は、返還債務の免除に該当しますか。

A 4 病気や事故等が業務に起因する場合は、返還債務の当然免除に該当します。また、当該免除の事由が業務に起因しない場合でも返還債務の裁量免除に該当する可能性があります。

9 修学資金の返還について

○ 修学資金の返還

(1) 修学資金の返還が必要な場合

以下の返還事由に該当する場合には、修学資金に利息を加えた額を返還していただきます。

《返還事由と具体例》

返還事由	具体例
(1) 契約解除 【条例第8条第1項第1号から第5号】	①退学したとき ②事故等で心身を故障し、修学継続の見込みがなくなったとき ③学業成績が著しく低下したとき ④本人が貸与を辞退したとき ⑤死亡したとき など
(2) 薬剤師免許が取得できなかったとき 【条例第11条第1項第2号】	2回以内（大学を卒業してから1年6ヶ月以内）の受験で、薬剤師免許が取得できなかったとき
(3) 薬剤師不足地域での従事期間が修学資金の貸与を受けた期間の3/2に相当する期間の1/2未完の期間 【条例第11条第1項第5号】	薬剤師不足地域内の病院での従事期間が貸与期間の3/2（通常9年）の1/2に達しないとき
(4) 薬剤師免許取得後、死亡又は心身の故障による業務従事不可 【条例第11条第1項第6号】	死亡、心身の故障により、薬剤師の業務ができなくなったとき

※返還事由の発生が見込まれる場合は、速やかに県保健医療部医療局薬務課薬事グループ 薬剤師確保担当までご連絡ください。

茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例

令和6年3月29日

茨城県条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、県内の病院において薬剤師が不足している状況に鑑み、薬剤師不足地域内の病院において将来薬剤師の業務に従事しようとする者に対し、茨城県地域医療薬剤師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、地域医療の充実に必要な薬剤師の養成及び確保を図り、もって本県の医療の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。

2 この条例において「薬剤師不足地域」とは、病院に勤務する薬剤師の不足によりその確保が必要な地域として知事が定める地域をいう。

(修学資金の貸与)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者であって、大学（大学院を除く。以下同じ。）の薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（第12条第1号において「薬剤師養成課程」という。）に在学するもののうち、薬剤師不足地域内の病院において将来薬剤師の業務に従事しようとする者を対象とした入学試験により入学したものに對し、修学資金を貸与することができる。

(1) 県内の高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了した者

(2) 県内に居住する者の子（前号に掲げる者を除く。）

(貸与金額等)

第4条 修学資金の貸与金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校である大学 月額50,000円

(2) 学校教育法第2条第2項に規定する私立学校である大学 月額100,000円

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日の属する月の末日又は貸与期間が終了する月の末日のいずれか遅い日（第8条の規定により貸与契約が解除された場合にあっては、当該解除の日）までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

(貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間は、修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）に係る大学の修学期間以内（当該修学期間が72月を超える場合にあっては、当該修学期間のうち72月以内）とする。

(貸与方法)

第6条 修学資金は、予算の範囲内で契約（以下「貸与契約」という。）により貸与するものとする。

(連帯保証人)

第7条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第8条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(在学証明書等の提出)

第9条 知事は、修学生に対し、在学証明書、学業成績表及び健康診断書の提出を求めることができる。

(貸与の停止等)

第10条 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

- 2 知事は、修学生が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）した場合において、当該修学生が当該留年の期間に係る修学資金の貸与の停止を希望するときは、当該期間、修学資金の貸与を停止することができる。
- 3 知事は、修学生が正当な理由がなく前条の規定による求めに応じなかつたときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還)

第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第4条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に薬剤師の免許を取得しなかつたとき。
- (3) 薬剤師の免許を取得した後、直ちに薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事しなかつたとき。
- (4) 県内の病院において薬剤師の業務に従事しなくなつたとき（第13条第1項第1号に該当する場合を除く。）。
- (5) 薬剤師の免許を取得した後直ちに薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事し、かつ、引き続き県内の病院において当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（第13条において「義務期間」という。）に達した場合であつて、当該期間の2分の1に相当する期間を薬剤師不足地域内の病院において従事しなかつたとき。
- (6) 薬剤師の免許を取得した後、死亡又は心身の故障により、薬剤師の業務に従事することができなくなつたとき（第13条第1項第2号及び第14条に該当する場合を除く。）。

(返還債務の履行猶予)

第12条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間（第2号及び第4号にあっては、知事が必要と認めた期間に限る。）、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き薬剤師養成課程に在学しているとき。
- (2) 薬剤師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち薬剤師不足地域外の病院（県内の病院に限る。）を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの（当該認定後に知事が地域医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として知事が認定したもの）（次条第2項において「認定専門研修」という。）を受けているとき。
- (3) 大学院の薬学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域医療の充実に必要な薬剤師の養成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

（返還債務の当然免除）

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 薬剤師の免許を取得した後直ちに薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事し、かつ、引き続き県内の病院において当該業務に従事した期間が義務期間に達した場合であつて、当該義務期間の2分の1に相当する期間以上の期間を薬剤師不足地域内の病院において従事したとき。
 - (2) 義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により薬剤師の業務に従事することができなくなったとき。
- 2 認定専門研修を受けたことにより薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事できなかった修学生に係る前項第1号の規定の適用については、当該修学生は、前条の規定により知事が必要と認めた期間に限り、引き続き薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを義務期間に算入する。
- 3 次の各号のいずれかに掲げる事由により薬剤師の業務に従事できなかった修学生に係る第1項第1号の規定の適用については、当該修学生は、引き続き県内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該県内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを義務期間に算入しない。
- (1) 大学院の薬学を履修する課程に在学しているとき。
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により薬剤師の業務に従事できないとき。

（返還債務の裁量免除）

第14条 知事は、修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により薬剤師の業務に従事することができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

（延滞利息）

第 15 条 修学生は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と第 4 条第 2 項の規定により計算した利息の額との合計額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 当分の間、第 15 条に規定する延滞利息の年 14.5 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 2 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とする。

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例（令和6年茨城県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(貸与申請)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて所定の期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業し、又は特別支援学校の高等部を修了したことを証する書類
- (2) 大学の在学証明書
- (3) 住民票の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(貸与の適否の決定等)

第4条 知事は、前条の規定による申請の内容を審査し、修学資金の貸与の適否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸与の適否を決定したときは、遅滞なく、修学資金貸与決定通知書又は修学資金貸与不承認決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(貸与契約)

第5条 申請者は、前条第2項の修学資金貸与決定通知書を受け取ったときは、遅滞なく、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与契約書により、県と修学資金の貸与契約を締結するものとする。

(連帯保証人)

第6条 条例第7条に規定する連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）は、独立の生計を営む者でなければならない。ただし、知事が、その必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 申請者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人以上は法定代理人でなければならない。

3 修学生（前条の規定により修学資金の貸与契約を締結した後、最初の修学資金の交付を受けていない者を含む。次条及び第8条において同じ。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに、連帯保証人変更届に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除)

第7条 知事は、条例第8条の規定により修学資金の貸与契約を解除したときは、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与契約解除通知書により、修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(貸与の停止等)

第8条 知事は、条例第10条の規定により修学資金の貸与を停止し、又は一時保留したときは、修学資金貸与停止（一時保留）通知書により、修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

2 知事は、条例第10条の規定により停止し、又は一時保留した修学資金の貸与を再開したときは、修学資金貸与再開通知書により、修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(返還申告書)

第9条 修学生は、条例第11条各号に掲げる事由が生じた日（条例第12条の規定による返還の債務の履行の猶予を受けている場合は、当該猶予の期間が満了した日）から起算して10日以内に、修学資金返還申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該事由が修学生の死亡によるものであるときは、当該修学資金返還申告書の提出は、当該修学生の相続人（相続人がないときは、当該修学生の連帯保証人。以下同じ。）が行うものとする。

(期間の計算方法)

第10条 条例第11条第5号及び第13条に規定する期間の計算は、月数によるものとする。ただし、その数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

(認定専門研修の申請等)

第 11 条 修学生は、条例第 12 条第 2 号の規定による認定（変更に係るものを除く。次項において同じ。）を受けようとするときは、当該認定に係る研修を受けようとする日の 1 月前までに、専門研修認定申請書により知事に申請しなければならない。

2 修学生は、条例第 12 条第 2 号の規定による認定を受けた研修を変更しようとするときは、変更しようとする日の 1 月前までに、認定専門研修変更認定申請書により知事に申請しなければならない。

3 知事は、前 2 項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該申請に係る研修が地域医療の充実に必要なものと認めたときは専門研修（認定専門研修変更）認定通知書により、認めないときは専門研修（認定専門研修変更）不認定通知書により、当該申請をした修学生に通知するものとする。

(猶予の申請)

第 12 条 修学生は、条例第 12 条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、修学資金返還猶予申請書に同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(猶予の承認通知等)

第 13 条 知事は、前条の規定による申請の内容を審査し、修学資金の返還の債務の履行を猶予することが相当であると認めたときは修学資金返還猶予承認通知書により、相当でないと認めたときは修学資金返還猶予不承認通知書により、当該申請をした修学生に通知するものとする。

(当然免除事由発生届)

第 14 条 修学生は、条例第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、修学資金返還当然免除事由発生届に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(1) 条例第 13 条第 1 項第 1 号に該当するとき 業務従事証明書

(2) 条例第 13 条第 1 項第 2 号に該当するとき（修学生が死亡した場合を除く。） 診断書及び当該心身の故障が業務に起因するものであることを証する書類

2 修学生が死亡した場合において、条例第 13 条第 1 項第 2 号に該当するときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学資金返還当然免除事由発生届に死亡診断書及び当該死亡が業務上の事由によるものであることを証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(当然免除の認定通知等)

第 15 条 知事は、前条の規定による届出の事実を確認し、修学資金の返還の債務を免除することが相当であると認めたときは修学資金返還免除認定（承認）通知書により、相当でないと認めたときは修学資金返還免除不認定（不承認）通知書により、当該届出をした修学生又は修学生の相続人に通知するものとする。

(裁量免除の申請等)

第 16 条 修学生は、条例第 14 条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還裁量免除申請書にその事由を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 修学生が死亡した場合において、条例第 14 条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、当該修学生の相続人は、修学資金返還裁量免除申請書に死亡診断書を添えて、遅滞なく、知事に申請しなければならない。

3 前条の規定は、前 2 項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による届出の事実を確認し」とあるのは「第 1 項又は前項の規定による申請の内容を審査し」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(その他の届出)

第 17 条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に定める届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名（住所）変更届

(2) 退学し、又は退学の処分を受けたとき 退学届

(3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき 辞退届

(4) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき 休学（停学・留年）届

- (5) 復学したとき 復学届
- (6) 卒業したとき 卒業届
- (7) 薬剤師の免許を取得したとき 薬剤師免許取得届
- (8) 薬剤師の業務に従事したとき 業務従事開始届
- (9) 薬剤師の業務に従事しなくなったとき 退職届

2 修学生が死亡したときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学生死亡届に死亡診断書を添えて、知事に届け出なければならない。ただし、第14条第2項の規定による届出又は第16条第2項の規定による申請をした場合にあっては、この限りでない。

3 薬剤師の業務に従事する修学生は、毎年4月30日までに業務従事状況報告書に業務従事証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(申請書等の様式)

第18条 次の表の左欄に掲げるこの規則の各条項に規定する当該中欄に掲げる申請書等の様式は、当該右欄に掲げるとおりとする。

該当条項	申請書等の種類	様式
第3条	修学資金貸与申請書	様式第1号
第4条第2項	修学資金貸与決定通知書	様式第2号
第4条第2項	修学資金貸与不承認決定通知書	様式第3号
第5条	茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与契約書	様式第4号
第6条第3項	連帯保証人変更届	様式第5号
第7条	茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与契約解除通知書	様式第6号
第8条第1項	修学資金貸与停止（一時保留）通知書	様式第7号
第8条第2項	修学資金貸与再開通知書	様式第8号
第9条	修学資金返還申告書	様式第9号
第11条第1項	専門研修認定申請書	様式第10号
第11条第2項	認定専門研修変更認定申請書	様式第11号
第11条第3項	専門研修（認定専門研修変更）認定通知書	様式第12号
第11条第3項	専門研修（認定専門研修変更）不認定通知書	様式第13号
第12条	修学資金返還猶予申請書	様式第14号
第13条	修学資金返還猶予承認通知書	様式第15号
第13条	修学資金返還猶予不承認通知書	様式第16号
第14条第1項及び第2項	修学資金返還当然免除事由発生届	様式第17号
第14条第1項第1号及び第17条第3項	業務従事証明書	様式第18号
第15条及び第16条第3項	修学資金返還免除認定（承認）通知書	様式第19号
第15条及び第16条第3項	修学資金返還免除不認定（不承認）通知書	様式第20号
第16条第1項及び第2項	修学資金返還裁量免除申請書	様式第21号
第17条第1項第1号	氏名（住所）変更届	様式第22号

第 17 条第 1 項第 2 号	退学届	様式第 23 号
第 17 条第 1 項第 3 号	辞退届	様式第 24 号
第 17 条第 1 項第 4 号	休学（停学・留年）届	様式第 25 号
第 17 条第 1 項第 5 号	復学届	様式第 26 号
第 17 条第 1 項第 6 号	卒業届	様式第 27 号
第 17 条第 1 項第 7 号	薬剤師免許取得届	様式第 28 号
第 17 条第 1 項第 8 号	業務従事開始届	様式第 29 号
第 17 条第 1 項第 9 号	退職届	様式第 30 号
第 17 条第 2 項	修学生死亡届	様式第 31 号
第 17 条第 3 項	業務従事状況報告書	様式第 32 号

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

修学資金貸与申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 氏名

茨城県地域医療薬剤師修学資金の貸与を受けたいので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ名		生年月日	年 月 日		
	氏					
	在籍大学の名称並びに在籍学部及び学科の名称並びに在籍学年					
	現住所	〒		電話 ()		
	帰省先の住所	〒		電話 ()		
連帯保証人	フリガナ名		生年月日	年 月 日		
	氏					
	現住所	〒		電話 ()	申請者との関係	
連帯保証人	フリガナ名		生年月日	年 月 日		
	氏					
	現住所	〒		電話 ()	申請者との関係	

貸与希望期間	年 月から 年 月まで
振込口座	銀行 店 預金種目 口座番号
卒業後の就業希望地	保健医療圏

備考 「振込口座」欄に記載する口座の名義人は、申請者と同一であること。

様式第2号（第4条第2項関係）

修学資金貸与決定通知書

年 月 日

殿

茨城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった茨城県地域医療薬剤師修学資金の貸与については、下記のとおり決定したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

記

修 学 生 番 号	
貸 与 金 額	月額 円
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで

様式第3号（第4条第2項関係）

修学資金貸与不承認決定通知書

年 月 日

殿

茨城県知事 印

年 月 日付けで申請のあった茨城県地域医療薬剤師修学資金の貸与については、下記の理由により貸与しないことに決定しましたので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由

茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と連帯保証人（以下「丙」という。）と連帯保証人（以下「丁」という。）とは、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例（令和6年茨城県条例第23号。以下「条例」という。）第6条及び第7条の規定に基づき、茨城県地域医療薬剤師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与について、次のとおり契約を締結する。

（貸与）

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで
- (3) 交付の時期 毎月

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日の属する月の末日又は貸与期間が終了する月の末日のいずれか遅い日（第3条の規定によりこの契約が解除された場合にあっては、当該解除の日）までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付すものとする。

3 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

（貸与の停止等）

第2条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 甲は、乙が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）した場合において、乙が当該留年の期間に係る修学資金の貸与の停止を希望するときは、当該期間、修学資金の貸与を停止することができる。

3 甲は、乙が正当な理由がなく条例第9条の規定による在学証明書、学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

（契約の解除）

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除することができる。

（返還）

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算し

て1月以内に、修学資金に第1条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に薬剤師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 薬剤師の免許を取得した後、直ちに薬剤師不足地域（条例第2条第2項に規定する薬剤師不足地域をいう。以下同じ。）内の病院において薬剤師の業務に従事しなかったとき。
- (4) 県内の病院（条例第2条第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）において薬剤師の業務に従事しなくなったとき（第7条第1項第1号に該当する場合を除く。）。
- (5) 薬剤師の免許を取得した後直ちに薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事し、かつ、引き続き県内の病院において当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（第7条において「義務期間」という。）に達した場合であって、当該期間の2分の1に相当する期間を薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事しなかったとき。
- (6) 薬剤師の免許を取得した後、死亡又は心身の故障により、薬剤師の業務に従事することができなくなったとき（第7条第1項第2号及び第8条に該当する場合を除く。）。

2 前項の場合において、乙は、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して10日以内に茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則（令和6年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）第9条に規定する修学資金返還申告書を甲に提出し、甲の指示するところにより修学資金の返還の債務を履行するものとする。

（延滞利息）

第5条 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と第1条第2項の規定により計算した利息の額との合算額につき年14.5パーセントの割合（条例付則第2項の規定が適用される場合にあつては、同項に規定する割合）で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（返還債務の履行猶予）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間（第2号及び第4号にあつては、甲が必要と認めた期間に限る。）、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第3条の規定によりこの契約が解除された後、引き続き条例第3条に規定する薬剤師養成課程に在学しているとき。
- (2) 薬剤師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち薬剤師不足地域外の病院（県内の病院に限る。）を実施場所とするものであつて、地域医療の充実に必要なものとして甲が認定したもの（当該認定後に甲が地域医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の研修として甲が認定したもの。次条第2項において「認定専門研修」という。）を受けているとき。
- (3) 大学院の薬学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域医療の充実に必要な薬剤師の養成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 薬剤師の免許を取得した後直ちに薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事し、かつ、引き続き県内の病院において当該業務に従事した期間が義務期間に達した場合であって、当該期間の2分の1に相当する期間以上の期間を薬剤師不足地域内の病院において従事したとき。

(2) 義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により薬剤師の業務に従事することができなくなったとき。

2 認定専門研修を受けたことにより薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事できなかった場合における前項第1号の規定の適用については、乙は、前条の規定により甲が必要と認められた期間に限り、引き続き薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを義務期間に算入する。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により薬剤師の業務に従事できなかった場合における第1項第1号の規定の適用については、乙は、引き続き県内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該県内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを義務期間に算入しない。

(1) 大学院の薬学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により薬剤師の業務に従事できないとき。

(返還債務の裁量免除)

第8条 甲は、乙が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により薬剤師の業務に従事することができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(連帯保証)

第9条 丙及び丁は、この契約による乙の甲に対する債務について乙と連帯して履行の責めに任ずる。

2 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちに、規則第6条第3項に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。

(契約の履行)

第10条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲乙丙丁各1通を保有する。

年 月 日

甲

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県知事

印

乙

住所

		(電話)
	氏名		印
丙 (連帯保証人)	住所		
		(電話)
	氏名		印
丁 (連帯保証人)	住所		
		(電話)
	氏名		印

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

連帯保証人変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
氏名

下記のとおり連帯保証人を変更したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第6条第3項の規定により届け出ます。

記

修 学 生 番 号		
新	フリガナ住所	〒 電話 ()
	フリガナ名	印
	生 年 月 日	年 月 日
	修学生との関係	
旧	フリガナ住所	〒 電話 ()
	フリガナ名	印
	生 年 月 日	年 月 日
	修学生との関係	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 理 由		

様式第6号（第7条関係）

茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与契約解除通知書

年 月 日

修学生 殿
(連帯保証人)

茨城県知事 印

下記のとおり茨城県地域医療薬剤師修学資金の貸与契約を解除したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

修 学 生 番 号	
修 学 生 氏 名	
契 約 解 除 年 月 日	年 月 日
契 約 解 除 する 修 学 資 金	年 月分以降の修学資金
契 約 解 除 の 理 由	

様式第7号（第8条第1項関係）

修学資金貸与停止（一時保留）通知書

年 月 日

修学生 殿
（連帯保証人）

茨城県知事 印

下記のとおり茨城県地域医療薬剤師修学資金の貸与を停止（一時保留）したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第8条第1項の規定により通知します。

記

修 学 生 番 号	
修 学 生 氏 名	
貸与停止（一時保留） 年 月 日	年 月 日
貸与停止（一時保留）する 修 学 資 金	年 月分以降の修学資金
貸与停止（一時保留）の理由	

様式第8号（第8条第2項関係）

修学資金貸与再開通知書

年 月 日

修学生 殿
(連帯保証人)

茨城県知事 印

下記のとおり茨城県地域医療薬剤師修学資金の貸与を再開したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第8条第2項の規定により通知します。

記

修 学 生 番 号	
修 学 生 氏 名	
貸 与 再 開 年 月 日	年 月 日
貸 与 再 開 する 修 学 資 金	年 月分以降の修学資金
貸 与 再 開 の 理 由	

修学資金返還申告書

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
 (修学生の
 相続人) (電話)
 氏名

上記修学生が貸与を受けた茨城県地域医療薬剤師修学資金は、下記のとおり利息を付して返還いたします。

記

修 学 生 番 号	
貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで (年 月 から 年 月 までを除く 年 月)
貸与を受けた総額 (A)	円
利 息 額 (B)	円
返 還 免 除 額 (C)	円
返 還 金 額 (A + B - C)	円
返 還 事 由 発 生 日	年 月 日
返還事由 1 貸与契約が解除されたこと。 2 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に薬剤師の免許を取得しなかったこと。 3 次のいずれかに該当すること。 (1) 薬剤師の免許を取得した後、直ちに薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事しなかったこと。 (2) 県内の病院において薬剤師の業務に従事しなくなったこと。 (3) 薬剤師の免許を取得した後直ちに薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事し、かつ、引き続き県内の病院において当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該期間の2分の1に相当する期間を薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事しなかったこと。 4 薬剤師の免許を取得した後、死亡又は心身の故障により、薬剤師の業務に従事することができなくなったこと。	

備考 「返還事由」欄は、該当する数字を○で囲むこと。

様式第10号（第11条第1項関係）

専門研修認定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
氏名

下記の研修について認定を受けたいので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第11条第1項の規定により申請します。

記

修 学 生 番 号		
研 修 を 希 望 す る 病 院	所 在 地	〒
	名 称	電話 ()
研修を希望する期間		年 月 日から 年 月 日までの 間
研 修 内 容		

様式第11号（第11条第2項関係）

認定専門研修変更認定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
氏名

認定を受けた研修を下記のとおり変更したいので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与
条例施行規則第11条第2項の規定により申請します。

記

修 学 生 番 号		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

様式第12号（第11条第3項関係）

専門研修（認定専門研修変更）認定通知書

年 月 日

修学生 殿

茨城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった研修（認定専門研修の変更）については、下記のとおり認定（変更認定）したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第11条第3項の規定により通知します。

記

修 学 生 番 号		
認定専門 研修を受 ける病院	所 在 地	〒 電話 ()
	名 称	
認定専門研修の期間		年 月 日から 年 月 日までの 間
研 修 内 容		

様式第13号（第11条第3項関係）

専門研修（認定専門研修変更）不認定通知書

年 月 日

修学生 殿

茨城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった研修（認定専門研修の変更）については、下記の理由により不認定と決定したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第11条第3項の規定により通知します。

記

不認定の理由

様式第14号（第12条関係）

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
氏名

茨城県地域医療薬剤師修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

修 学 生 番 号	
貸 与 期 間	(年 月 から 年 月 まで 年 月 から 年 月 までを除く 月)
返 還 す べ き 金 額	円
返 還 猶 予 申 請 額	円
返 還 猶 予 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
返還猶予事由	

様式第15号（第13条関係）

修学資金返還猶予承認通知書

年 月 日

修学生 殿

茨城県知事 印

年 月 日付けで申請のあった茨城県地域医療薬剤師修学資金の返還の債務の履行の猶予については、下記のとおり承認したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第13条の規定により通知します。

記

修 学 生 番 号	
返 還 す べ き 金 額	金 円
返 還 猶 予 額	金 円
返 還 猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
返 還 猶 予 事 由	条例第12条第 号該当

様式第16号（第13条関係）

修学資金返還猶予不承認通知書

年 月 日

修学生 殿

茨城県知事 印

年 月 日付けで申請のあった茨城県地域医療薬剤師修学資金の返還の債務の履行の猶予については、下記の理由により不承認と決定したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第13条の規定により通知します。

記

不承認の理由

修学資金返還当然免除事由発生届

年 月 日

茨城県知事 殿

修 学 生 住 所
(修学生の
相 続 人) (電話)
氏名

茨城県地域医療薬剤師修学資金の返還の債務の履行について、当然免除事由が発生したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第14条第1項（第2項）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

修 学 生 番 号	
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
返 還 す べ き 金 額	円
返還免除事由	
1 薬剤師の免許を取得した後直ちに薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事し、かつ、引き続き県内の病院において当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（以下「義務期間」という。）に達し、当該義務期間の2分の1に相当する期間以上の期間を薬剤師不足地域内の病院において従事したため。	
2 義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により薬剤師の業務に従事することができなくなったため。	

備考 「返還免除事由」欄は、該当する数字を○で囲むこと。

様式第18号（第14条第1項第1号、第17条第3項関係）

業務従事証明書

業務従事者	住 所	
	氏 名	
業務従事院 病 院	所 在 地	〒 電話 ()
	名 称	
業務従事期間	年 月 日から 年 月 日までに業務に従事 中断期間 年 月 日から 年 月 日まで 中断理由 ()	

上記のとおり業務に従事している（していた）ことを証明します。

年 月 日

病院の長

印

様式第19号（第15条、第16条第3項関係）

修学資金返還免除認定（承認）通知書

年 月 日

修学生 殿
（修学生の相続人）

茨城県知事 印

年 月 日付けで届出（申請）のあった茨城県地域医療薬剤師修学資金の返還の債務の免除については、下記のとおり認定（承認）したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第15条（第16条第3項において準用する同規則第15条）の規定により通知します。

記

修 学 生 番 号	
修 学 生 氏 名	
返還すべき金額（A）	円
返 還 免 除 額 （B）	円
返 還 金 額 （A－B）	円

様式第20号（第15条、第16条第3項関係）

修学資金返還免除不認定（不承認）通知書

年 月 日

修学生 殿
（修学生の相続人）

茨城県知事 印

年 月 日付けで届出（申請）のあった茨城県地域医療薬剤師修学資金の返還の債務の免除については、下記の理由により不認定（不承認）と決定したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第15条（第16条第3項において準用する同規則第15条）の規定により通知します。

記

不認定（不承認）の理由

様式第21号（第16条第1項、第2項関係）

修学資金返還裁量免除申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

修 学 生 住 所

〔修学生の〕
〔相 続 人〕 氏名

茨城県地域医療薬剤師修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第16条第1項（第2項）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

修 学 生 番 号	
貸 与 期 間	(年 月 日から 年 月 月まで 年 月 月から 年 月 月までを除く 年 月)
返 還 す べ き 金 額	円
返 還 免 除 申 請 額	円
返還免除事由	

様式第22号（第17条第1項第1号関係）

氏名（住所）変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
氏名

下記のとおり氏名（住所）を変更したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第17条第1項の規定により届け出ます。

記

修 学 生 番 号		
新	フリガナ住所	〒 電話 ()
	フリガナ氏名	
旧	フリガナ住所	〒 電話 ()
	フリガナ氏名	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		

備考 変更した氏名又は住所の内容のみ記載すること。

様式第23号（第17条第1項第2号関係）

退 学 届

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
氏名

下記のとおり退学したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第17条第1項の規定により届け出ます。

記

修 学 生 番 号	
退 学 年 月 日	年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 大学の長 印	

様式第24号（第17条第1項第3号関係）

辞 退 届

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
氏名

下記のとおり、茨城県地域医療薬剤師修学資金の貸与を受けることを辞退したいので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第17条第1項の規定により届け出ます。

記

修 学 生 番 号	
辞 退 年 月 日	年 月 日
辞退する理由	

様式第25号（第17条第1項第4号関係）

休学（停学・留年）届

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
氏名

下記のとおり

休学したので、
停学の処分を受けたので、
留年したので、

 茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則

第17条第1項の規定により届け出ます。

記

修 学 生 番 号	
休 学（停学）期 間	年 月 日から 年 月 日まで
留 年 期 間	年 月 日から1年間
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 大学の長 印	

留年期間中に茨城県地域医療薬剤師修学資金の貸与を希望せず、進級後に茨城県地域医療薬剤師修学資金の貸与を受けようとする場合は、右欄に○を記入し、以下にその理由を記入すること。

--

(理由)

様式第26号（第17条第1項第5号関係）

復 学 届

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
氏名

下記のとおり復学したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第17条第1項の規定により届け出ます。

記

修 学 生 番 号	
復 学 年 月 日	年 月 日
休 学（ 停 学 ） 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 大学の長 印	

様式第27号（第17条第1項第6号関係）

卒 業 届

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
氏名

下記のとおり卒業したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第17条第1項の規定により届け出ます。

記

修 学 生 番 号	
卒 業 年 月 日	年 月 日

備考 卒業証明書を添付すること。

様式第28号（第17条第1項第7号関係）

薬剤師免許取得届

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
氏名

下記のとおり薬剤師の免許を取得したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第17条第1項の規定により届け出ます。

記

修 学 生 番 号	
薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

備考 薬剤師免許証の写しを添付すること。

様式第29号（第17条第1項第8号関係）

業務従事開始届

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
氏名

下記のとおり薬剤師の業務に従事したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第17条第1項の規定により届け出ます。

記

修 学 生 番 号		
業 務 従 事 病 院	所 在 地	〒 電話 ()
	名 称	
業務従事開始年月日	年 月 日	
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 病院の長 印		

様式第30号（第17条第1項第9号関係）

退 職 届

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
氏名

下記のとおり退職したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第17条第1項の規定により届け出ます。

記

修 学 生 番 号	
退 職 年 月 日	年 月 日

様式第31号（第17条第2項関係）

修学生死亡届

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生の相続人 住所
(電話)
氏名

修学生が死亡したので、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第17条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

修 学 生 番 号	
修 学 生 の 氏 名	
死 亡 年 月 日	

様式第32号（第17条第3項関係）

業務従事状況報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

修学生 住所
氏名

茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則第17条第3項の規定により、下記のとおり
年3月31日現在の薬剤師の業務の従事状況を報告します。

記

修 学 生 番 号		
業 務 従 事 病 院	所 在 地	〒 電話 ()
	名 称	

連 絡 先 確 認 書

研修会、個別面談などの支援事業に関する案内の連絡先につきまして下記によりご提出ください。

なお、今後の案内、個別面談等の連絡につきましては、E-mailにてお送りさせていただきます。ご承知おきください。

記

氏 名		
連 絡 先	住 所	〒
	電 話	
	携 帯	
	E-mail(※1)	
	PC の E-mail(※2)	

- ※1 受信ができない場合があるため、Outlook 以外のメールアドレスを指定してください。
- ※2 県から発出する文書等の電子交付推進のため、貸与決定通知等の各書類の交付については、電子印影及び電子署名入りの PDF データで交付させていただきます。当該 PDF データは PC からのみ確認することができますので、PC で使用できるアドレスをご記入ください。(紙での交付を希望する場合には、申請時にその旨ご連絡ください。ただし、紙での交付の場合、印刷代や郵送料に係る費用が発生する場合がございます。)
- ※3 連絡先を変更した場合には、茨城県保健医療部医療局薬務課にご連絡ください。